

資料 1 2

その他の報告

福岡県食品ロス削減推進計画について

福岡県食品ロス削減推進計画について

1 福岡県食品ロス削減推進計画の策定について

- ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に基づく法定計画（努力義務）
- ・当該計画は、学識者、事業者、消費者及び行政等で組織する「福岡県食品ロス削減推進協議会」における議論を踏まえて策定するもの。

2 計画の目的

県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を認識した上で、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を目指す。

3 策定の考え方

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」並びに上位計画である「福岡県環境総合基本計画」及び「福岡県廃棄物処理計画」を踏まえて、本県の食品ロス削減の更なる推進のための具体的な施策を示す。

4 計画期間

令和4年度～8年度（5年間）

5 計画（案）の概要

（1）計画の基本目標

- ① 食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減させる国の目標達成に向け、計画期間で食品ロス年間発生量を1万トン（5%）削減する。
- ② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合を2030年度までに80%とするため、計画期間で同割合を70%にする。

（2）具体的施策

食品ロスが発生する製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、各主体が連携して食品ロス削減の取組を推進する。

ア 製造・流通段階……………フードバンク活動の普及・促進 等

イ 外食・販売段階……………食べもの余らせん隊の登録促進 等

ウ 消費段階……………食品ロス削減マイスターの養成・派遣による啓発 等

福岡県食品ロス削減推進計画（案）の概要

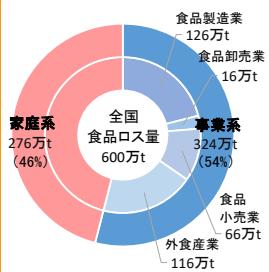
- 我が国では、年間約600万tの食品ロスが発生。各主体が連携して国民運動として食品ロス削減を推進していくため、食品ロス削減推進法が令和元年度に公布・施行された。
- 本県は平成28年度から食品ロス削減に取り組んでおり、本計画は、本県における食品ロス削減の更なる推進のため、同法第12条（計画策定努力義務）に基づき策定するもの。
- 本計画の実施により、県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を認識した上で、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を目指す。
- 計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、消費者、事業者、関係団体及び行政等で構成する「福岡県食品ロス削減協議会」が中心となって推進する。

1 現状と課題

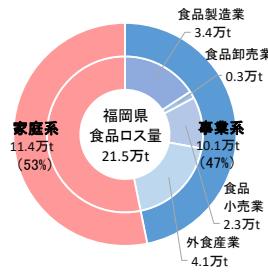
食品ロスの発生状況

- 本県では食品ロスが年間約21.5万t発生していると推計（事業系10.1万t、家庭系11.4万t）
- 本県の事業系食品ロスは、外食産業は4割、食品製造業が3割、食品小売業が2割、食品卸売業が1割未満となっており、全国と比較して外食・販売段階の占める割合が大きい。
- 本県の家庭系食品ロスは、家庭系可燃ごみ量の約1割を占めており、その内訳は、食べ残しが6割、直接廃棄が4割

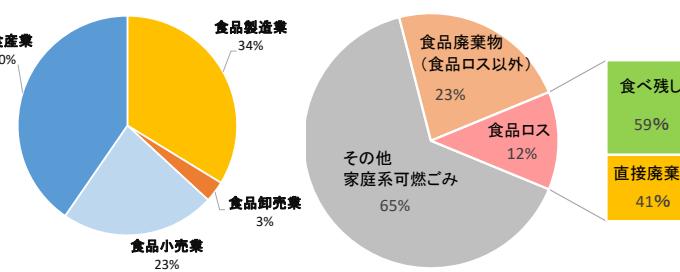
福岡県と全国の食品ロス量（H30年度）



県の事業系食品ロス量



県の家庭系食品ロス量



県民の意識

- 県民の90%以上が食品ロス問題を認知している一方、実生活で食品ロス削減に取り組んでいる人の割合は62%に留まっている。

2 計画の目標

基本目標

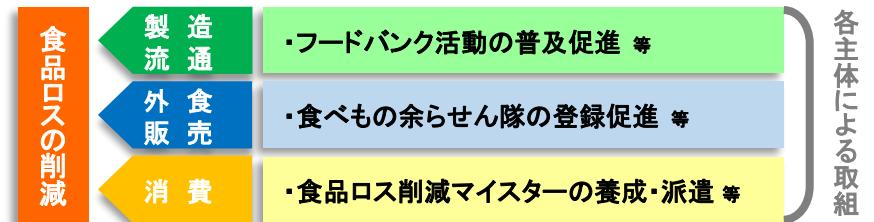
- 食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減させる国の目標達成に向け、計画期間で本県の食品ロス年間発生量を1万トン(5%)削減する。
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合を2030年度までに80%とするため、計画期間で同割合を70%にする。

個別目標

段階	指標	現在(R2年度)	目標(R8年度)
製造・流通	フードバンク等への食品提供者数	116者	200者
外食・販売	食べものの余らせん隊登録店舗数	1,192店舗	1,500店舗
消費	食品ロス削減に関する講座の開催回数	42回/年	60回/年

3 具体的施策

食品ロスが発生する製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、各主体が連携して食品ロス削減の取組を推進する。



主な取組

【製造・流通段階】

- フードバンク活動の普及・促進支援
- 生鮮食品ロスに対応した体制構築支援

【外食・販売段階】

- 「食べものの余らせん隊」の登録促進
- 食べきれない食事の安全な持ち帰りの推進

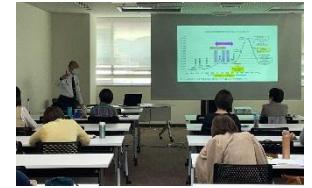
【消費段階】

- 食品ロス削減マスターの養成・派遣等による啓発
- 具体的な食品ロス削減行動を取りまとめた啓発冊子の作成
- 食品ロス削減に関する優良な取組の表彰

食べものの余らせん隊ステッカー



食品ロス削減マスター養成講座



4 推進体制

- 食品ロス削減のためには、農林漁業者、食品関連事業者、消費者、NPO団体及び行政等が連携して、県全体で食品ロス削減に取り組んでいくことが重要
- 各主体の連携を図っていくため、本県では、計画策定後も引き続き「食品ロス削減推進協議会」が中心となって、食品ロス削減を推進していく。

福岡県食品ロス削減推進協議会

設立：平成28年6月

構成：学識者、事業者、消費者団体、報道機関、NPO団体、行政

主な協議内容：

- 食品ロス削減に関する取組の検討、情報交換普及啓発等





福岡県食品ロス削減推進計画 (案)

令和4年1月

はじめに

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことをいい、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において日常的に発生しています。

食品ロス問題は、2015（平成 27）年 9 月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ¹において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、とりわけ、食料の多くを輸入している我が国においては、真摯に取り組むべき課題です。

食品ロスを削減していくためには、製造・流通、外食・販売、消費の各段階においてそれぞれの立場で主体的に取り組み、社会全体として対応していくよう食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であり、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年 5 月 31 日に公布、10 月 1 日に施行されました。

本県は、平成 28 年度からいち早く食品ロス削減推進事業を県の重点施策に掲げ、県民運動としてその削減に取り組んでいます。特に、規格外品²や返品など食べることには問題がないにもかかわらず通常の販売が困難になった食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設等に無償提供する「フードバンク活動」³を支援し、さらに「フードバンク活動ガイドライン」の策定や「フードバンク活動支援システム」の開発など、多くの先進的な取組を実施してまいりました。

本計画は、本県のこれまでの 6 年間の取組とその成果を振り返り、地域的特性を踏まえたうえで、より一層、食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項に基づき策定するものです。

本計画に基づき、県民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって、本県における食品ロスの更なる削減を図ってまいります。

¹ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ：2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された、2030（令和 12）年までの国際開発目標（外務省ウェブサイト参照）。

² 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

³ フードバンク活動：食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体活動

目 次

第1 計画の趣旨

1 食品ロスを取り巻く現況	1
（1）国内の現況	1
（2）福岡県の現況	1
（3）持続可能な開発目標（SDGs）と食品ロス	2
2 食品ロス削減推進計画の趣旨	3
（1）計画策定の趣旨	3
（2）福岡県の目指す将来像	3
（3）計画の位置付け	3
（4）計画の期間	4

第2 福岡県における食品ロスの現状と課題

1 食品ロス等の発生状況	5
2 事業系食品ロスの状況	6
（1）本県の特徴	6
（2）本県における課題	6
3 家庭系食品ロスの状況	7
（1）本県の特徴	7
（2）本県における課題	7
4 食品リサイクルの状況	8
5 県民意識の状況	8

第3 計画の基本的方向性

1 基本的な方向性	9
2 基本目標	9
3 個別目標	10
（1）製造・流通段階	10
（2）外食・販売段階	10
（3）消費段階	10

第4 福岡県の具体的施策

1 製造・流通段階における施策	12
（1）これまでの取組	12
（2）今後の施策	14

2	外食・販売段階における施策	15
(1)	これまでの取組	15
(2)	今後の施策	16
3	消費段階における施策	17
(1)	これまでの取組	17
(2)	今後の施策	20

第5 各主体の役割と推進体制

1	求められる役割	22
(1)	県	22
(2)	農林漁業者・食品関連業者	22
(3)	消費者	24
(4)	フードバンク団体	26
(5)	食品関連以外の事業者	26
(6)	マスコミ、消費者団体、NPO等	26
(7)	市町村	26
2	推進体制	27
(1)	推進体制	27
(2)	計画の進捗管理	27
(3)	関連施策との連携	27

資料編

- 資料1 事業者及び団体による主な食品ロス削減の取組
- 資料2 市町村における食品ロス削減取組一覧
- 資料3 福岡県食品ロス削減推進協議会委員名簿

第1 計画の趣旨

1 食品ロスを取り巻く現況

(1) 国内の現況

国内における食品ロスの発生量は年間約 600 万トンと推計され⁴、国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約 390 万トン）の 1.5 倍の量に当たります。⁵

食料の多くを輸入に依存している我が国は、食品ロス問題を真摯に取り組むべき課題として、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」を令和元年 10 月 1 日に施行し、令和 2 年 3 月 31 日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を閣議決定しました。

食品ロス削減推進法及び基本方針には、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力、食品ロス削減に向けた基本的施策等が規定されています。

(2) 福岡県の現況

本県は、食用可能な食品が相当量廃棄され、資源の有効利用及び処理コストの観点から損失が発生しているという状況に鑑み、食品ロスの削減による資源の有効利用を通じた持続可能で安全で安心して暮らせる循環型社会⁶の実現を目的として、平成 28 年度から県民運動として食品ロス削減に取り組んでいます。

⁴ 平成 30 年度推計値：600 万トン（事業系 324 万トン、家庭系 276 万トン）
令和元年度推計値：570 万トン（事業系 309 万トン、家庭系 261 万トン）

⁵ 国連世界食糧計画（WFP）平成 30 年実績

⁶ 循環型社会：製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものを適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) と食品ロス

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001 (平成 13) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は、17 の目標、169 のターゲットから構成されており、「食品ロス」については、目標 12 において、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」という達成目標が掲げられています。

また、食品ロスを削減することは、焼却に要するエネルギーを削減することになり、CO2 削減にも寄与します。さらに、廃棄される食品を生産するための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らすことにより、生物多様性の劣化の抑制にも寄与します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 食品ロス削減推進計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

地方公共団体の食品ロス削減推進計画は、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、それぞれの地域の特性を踏まえて食品ロスの削減を推進していくために重要な位置付けを有するものとして、その策定が食品ロス削減推進法に都道府県及び市町村の努力義務として規定されています。

本県では、平成28年度から、県民、事業者、関係団体及び行政等が一体となって県民運動として食品ロス削減に取り組んできました。この計画は、これまで本県で培ってきた食品ロス削減の気運を高め、更なる削減を図ることを目的として策定するものです。

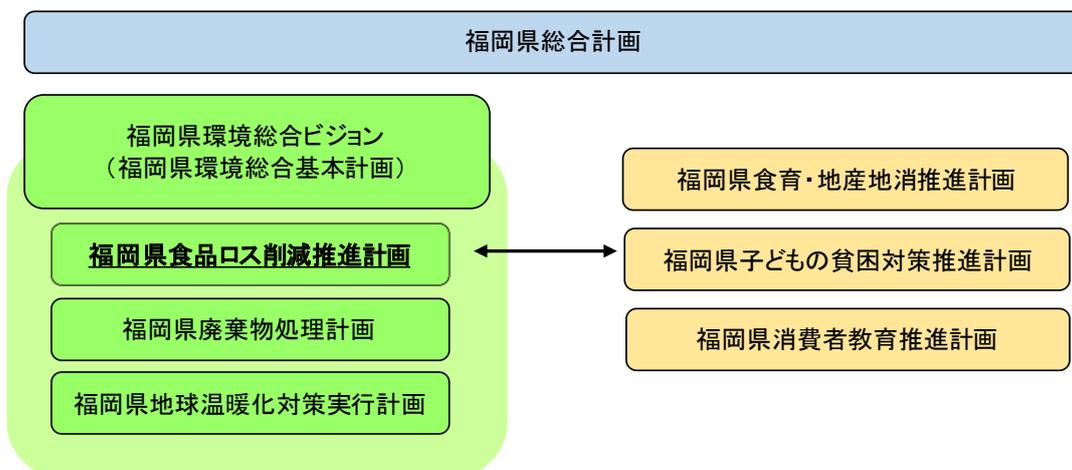
(2) 福岡県の目指す将来像

持続可能な社会の構築のため、県民一人ひとりが食べ物を無駄にしないという意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識した上で、食品ロスが発生する製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を目指します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）です。

また、関係法令並びに「福岡県環境総合ビジョン」、「福岡県廃棄物処理計画」、「福岡県地球温暖化対策実行計画」、「福岡県消費者教育推進計画」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」及び「福岡県食育・地産地消推進計画」等の関連計画との調和を図ります。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、目標達成状況については進捗確認を行い、計画期間中であっても、社会情勢の変化、法改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

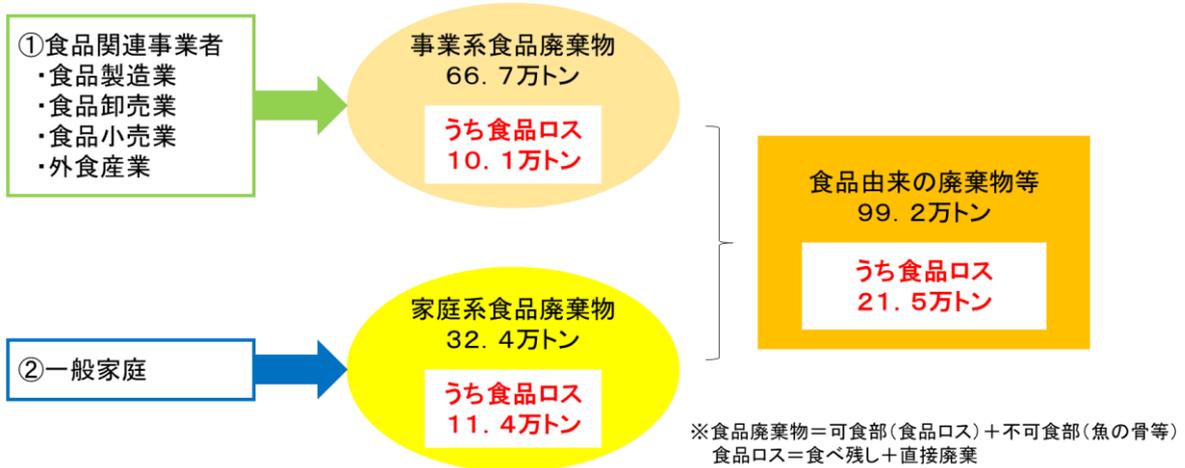
第2 福岡県における食品ロスの現状と課題

1 食品ロス等の発生状況

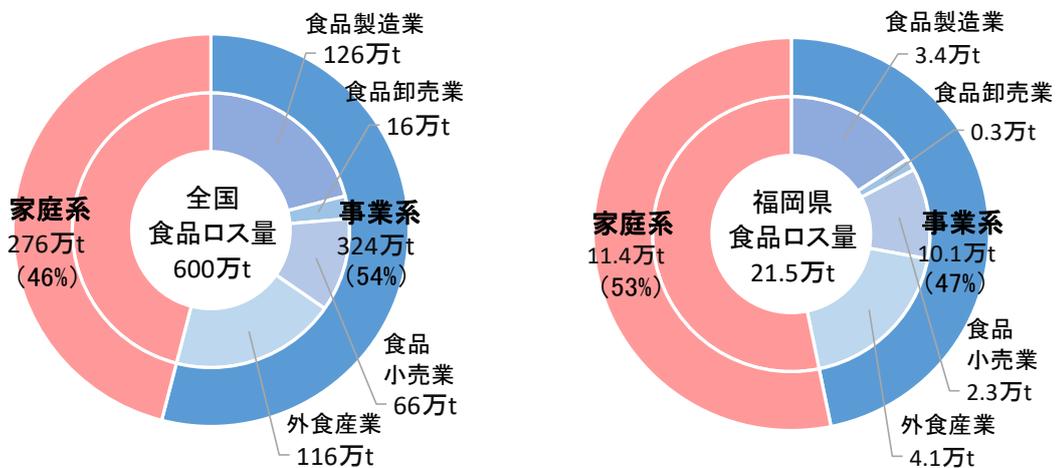
本県で実施した家庭系可燃ごみ組成調査結果や県内市町村の組成調査結果、食品廃棄物多量排出事業者の定期報告等をもとに、本県の食品廃棄物量及び食品ロス量を推計したところ、食品廃棄物は年間約99.2万トン、うち食品ロスは年間約21.5万トンであると推計されました。

また、食品ロス約21.5万トンのうち、47%にあたる約10.1万トンが事業系食品ロス、53%にあたる約11.4万トンが家庭系食品ロスとなっています*。

福岡県における食品ロスの発生状況（平成30年度）



福岡県と全国の食品ロス量（平成30年度）



出典：農林水産省推計値

※比較のため、平成30年度推計値を使用（以降、同じ）

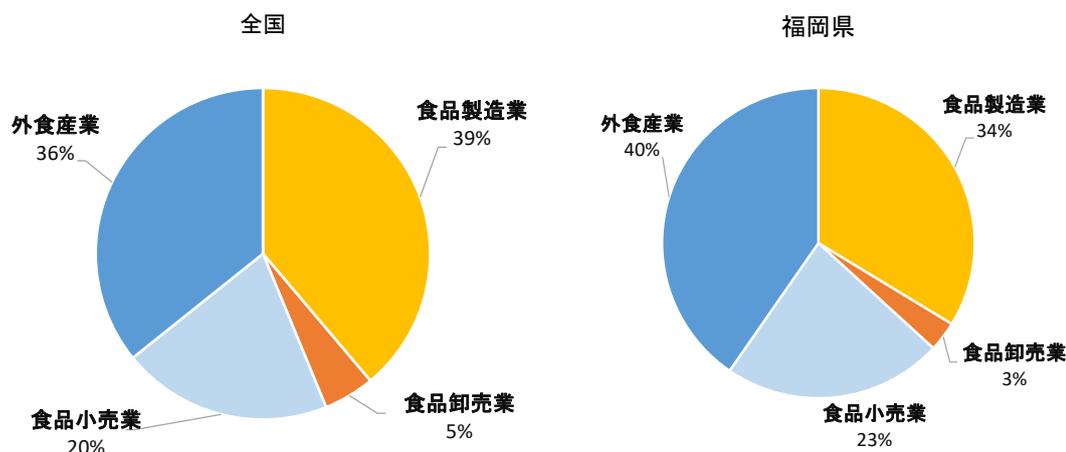
2 事業系食品ロスの状況

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」という。）第9条第1項に基づく「平成30年度定期報告結果」と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成29年度分)」をもとに本県の事業系食品廃棄物量、事業系食品ロス発生量を推計したところ、食品廃棄物量は年間約66.7万トン、食品ロス量は年間約10.1万トン発生していると推計されました。

(1) 本県の特徴

本県の食品ロス発生量は、外食産業が4割、食品製造業が3割、食品小売業が2割、食品卸売業が1割未満となっています。全体構成比は全国と類似していますが、本県は、製造・流通段階にあたる食品製造業の割合が小さく、外食・販売段階にあたる外食産業及び食品小売業の占める割合が大きい結果となっています。

福岡県における事業系食品ロスの業種別発生割合（平成30年度）



出典：農林水産省推計値

(2) 本県における課題

外食・販売段階にあたる外食産業及び食品小売業から排出される食品廃棄物は、廃棄物の質・量が不安定であるため、その多くが焼却・埋立られています。一方、製造・流通段階における食品製造業は排出量こそ多いものの、質・量ともに安定しており、再生利用が容易なため、飼料等によく利用されています。

全国と比較して、外食・販売段階にあたる外食産業及び食品小売業からの食品ロス発生量の割合が大きい本県では、有効利用されづらい当該2業種の食品ロスを抑制することが課題です。

3 家庭系食品ロスの状況

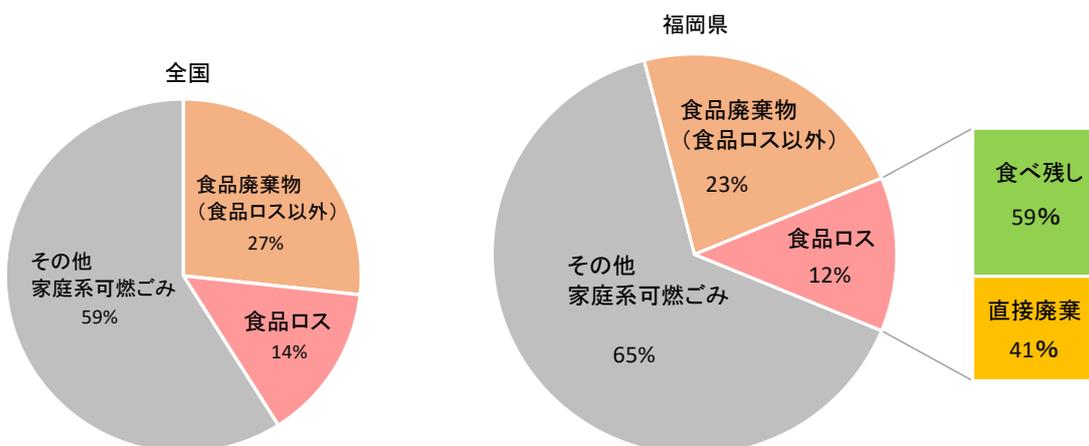
食品廃棄物量又は食品ロス量を推計している市町村の過去の組成調査結果及び本県の委託により県内10市町村で実施した家庭系可燃ごみ組成調査結果から本県の家庭系食品廃棄物量、家庭系食品ロス量を推計したところ、食品廃棄物量は年間約32.4万トン、食品ロス量は年間約11.4万トン発生していると推計されました。

(1) 本県の特徴

本県の家庭系可燃ごみのうち、食品ロス以外の食品廃棄物は23%、食品ロスは12%となっています。全国では、家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は14%であり、これに比べて本県は同等以下の水準となっています。

また、本県の食品ロスのうち、食べ残しが約6割、直接廃棄⁷が約4割となっています。

福岡県における家庭系食品ロスの発生割合（平成30年度）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）を基に県作成

(2) 本県における課題

本県の家庭系食品ロスについては、その発生割合は全国と比べて同等以下の水準であるものの、家庭系可燃ごみの一割強を占めており、更なる削減が望まれます。このためには、県民運動を通じて各家庭での食品ロス削減への意識を高め、食べ残しや直接廃棄をなるべく減らすといった、県民一人ひとりの取組が必要です。

⁷ 直接廃棄：賞味期限や消費期限を超過するなどして、食材として使用したり、食事に提供したりすることなく、手つかずに捨ててしまうこと

4 食品リサイクルの状況

平成13年に施行された食品リサイクル法は、国、地方公共団体、事業者及び消費者の再生利用等の実施について定めており、同法に基づく基本方針で業種別に再生利用を実施すべき目標値⁸を示しています。実績として、全国の平成30年度の再生利用等実施率は、食品製造業が95%、食品卸売業が62%、食品小売業が51%、外食産業が31%となっています。⁹

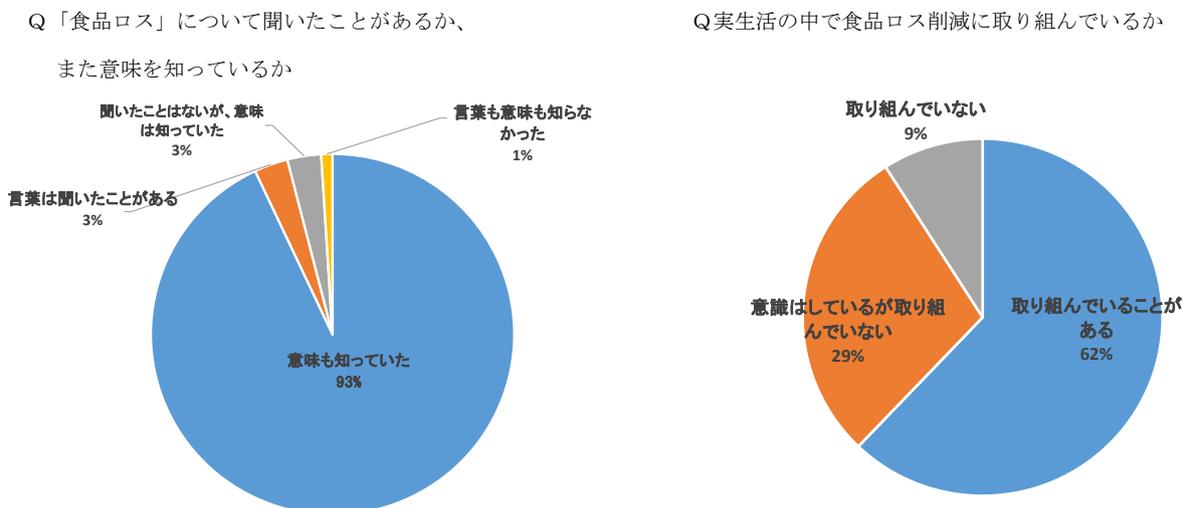
5 県民意識の状況

本県では、毎年、県政モニターアンケートにて、食品ロスに関する設問を設けています。

令和2年度アンケート結果によると、県民の90%以上に「食品ロス」が認知されている一方で、実生活で食品ロス削減に取り組んでいる人の割合は62%に留まっています。また、実際に取り組んでいる内容は「期限の近い商品の購入」「冷蔵庫の整理」等の調理段階における取組がほとんどを占めており、「料理の持ち帰りの実施」「30・10（さんまる・いちまる）運動」¹⁰等の外食時における取組は未だわずかという結果となりました。

アンケートの自由記載欄では「飲食店側から『持ち帰り可能』という表示、声かけをしてほしい」との意見等が寄せられています。

食品ロスに関する県民の意識及び取組状況（令和2年度）



⁸ 再生利用等実施率目標：平成31年度まで 食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%
令和6年度まで 食品製造業95%、食品卸売業75%、食品小売業60%、外食産業50%

⁹ 農林水産省（平成30年度推計）

¹⁰ 30・10（さんまる・いちまる）運動：懇談会や懇親会時に実施する食べ残しを減らすための運動。具体的な運動内容は下記のとおり
①食べられる量を注文する、食べられないものは先に伝える
②乾杯後30分は席に着いて、料理を楽しむ
③宴会終了10分前は席に戻って、もう一度料理を楽しむ

第3 計画の基本的方向性

1 基本的な方向性

食品ロスは、食品の生産から消費までの全段階で発生しており、本県はこれまで製造・流通段階、外食・販売段階、消費段階と、段階ごとに食品ロス削減推進施策を実施してきました。

今後は、計画の主目標として県全体で達成を目指す「基本目標」と、段階ごとの施策の指標としての「個別目標」を設定し、これらの目標を達成すべく、引き続き段階ごとに効果的な施策を実施します。

2 基本目標

基本目標は、本計画の主たる目標として設定するもので、その達成に向けて、県全体で食品ロス削減に取り組んでいくための目標です。

国は、基本方針において、「家庭系食品ロス及び事業系食品ロス共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる」という目標と「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」という目標を掲げており、本県の基本目標も、当該方針に沿って目標値を設定します。

【目標1】食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減させる国の目標達成に向け、計画期間で本県の食品ロス年間発生量を1万トン（5%）削減します。

（設定理由）

国の2030（令和12）年度目標値は、2000（平成12）年度の食品ロス量980万トンを半減した490万トンです。人口比から、本県の平成12年度の食品ロス量を算出すると38.7万トンと推計され、令和12年度の目標値は19.4万トンとなります。一方、本県の食品ロス量は21.5万トンであり、令和12年度に19.4万トンを達成するためには、10年間で約2万トン削減する必要があります¹¹。

したがって、令和12年度までに2万トン（10%）削減を達成するため、令和8年度までに¹²食品ロス年間発生量を1万トン（5%）削減することを基本目標1として設定します。

¹¹ 全国の食品ロス量600万トンから人口比で本県の食品ロス量を推計すると24万トンとなる。一方、組成調査結果等に基づき推計した本県の食品ロス量は21.5万トンであり、これを現在値として採用している。

¹² 食品ロスの年間発生量は、環境省が実施している「一般廃棄物処理実態調査」並びに農林水産省が実施している「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」等を基に推計するため、2事業年度遅れての推計となる。

【目標 2】食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合を 2030 年度までに 80%とするため、計画期間で同割合を 70%にします。

(設定理由)

消費者庁「令和 2 年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」において、全国で食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合は 77%という結果になっています。

一方、本県の令和 2 年度県政モニターアンケート結果では、食品ロス削減に取り組んでいる県民の割合は 62%に留まっています。

したがって、2030 (令和 12) 年度に食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%にするため、令和 8 年度までに 70%とすることを基本目標 2 として設定します。

3 個別目標

個別目標は基本目標を達成するために実施する食品ロス削減推進施策の指標として設定するものです。

本県は、取組を開始した平成 28 年度から食品ロスの発生段階ごとに施策を実施しているため、個別指標も製造・流通段階、外食・販売段階、消費段階の段階ごとに設定します。

(1) 製造・流通段階

フードバンク等への食品提供者数（農林漁業者、食品製造業者等）は、令和 2 年度末までに累計で 116 者となっています。この食品提供者数について、令和 8 年度に累計 200 者を目指します。

(2) 外食・販売段階

30・10 運動の呼びかけや残った食事の持ち帰りへの対応等、食品ロス削減に取り組む飲食・小売店（福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊））は、令和 2 年度末時点で 1,192 店舗になっています。この登録店舗数について、令和 8 年度に 1,500 店舗を目標とします。

(3) 消費段階

食品ロス削減に関する講座（食育、消費者教育、環境教育等を含む。）を、令和 2 年度に 42 回開催しました。このような食品ロス削減に関する講座を、令和 8 年度に 60 回の開催を目指します。

○基本目標

	内容	現在 (平成 30 年度)	目標 (令和 8 年度)	国目標 (令和 12 年度)
目標 1	食品ロス量を 2030 年までに半減させるため、計画期間で本県の食品ロス年間発生量を 1 万トン（5%）削減する	21.5 万 t	20.5 万 t	490 万トン ↓ 本県が達成すべき食品ロス量：19.4 万 t
目標 2	食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合を 2030 年までに 80% とするため、計画期間で同割合を 70% にする	62%	70%	80%

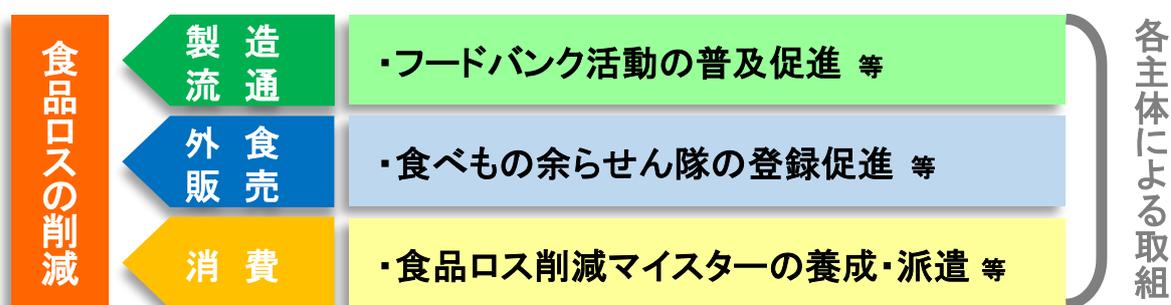
○個別目標

段階	指標	現在 (令和 2 年度)	目標 (令和 8 年度)
製造・流通	フードバンク等への食品提供者数	116 者	200 者
外食・販売	食べもの余らせん隊登録店舗数	1,192 店舗	1,500 店舗
消費	食品ロス削減に関する講座の開催回数	42 回/年	60 回/年

第4 福岡県の具体的施策

本県では、食品ロスの削減による資源の有効利用を通じた持続可能で安全で安心して暮らせる循環型社会の実現を目的として、平成28年度から県民運動として、食品ロスが発生する段階を製造・流通段階、外食・販売段階、消費段階の三段階に分け、それぞれの段階別に様々な食品ロス削減施策に取り組んできたところです。

今後の食品ロス削減施策の展開に際し、段階別のこれまでの取組と本県の食品ロスに関する現状と課題を踏まえ、以下のとおり今後の取組を推進することとしています。



1 製造・流通段階における施策

(1) これまでの取組

食品の製造・流通段階では、規格外品や印字ミス、輸送中の破損等の様々な理由により食品ロスが発生しています。

本県では、食品衛生上問題がない食品を、廃棄することなくきちんと食用とし、食品ロスの削減（資源の有効利用）と食に困っている人への支援につながるフードバンク活動の普及・促進を図ってきました。

①食品提供企業の開拓（平成28年度～）

県内の食品製造業者を対象に、フードバンク活動に関するアンケート調査を本県の外郭団体である公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターが実施し、食品提供に前向きな回答をした企業を訪問し、協力を求めてきました。

②フードバンク活動ガイドラインの策定（平成 29 年度）

フードバンク活動を行う上での課題とその解決のための方策を整理し、活動を行う上での基準や条件等を示した「フードバンク活動ガイドライン」を（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターが作成し、平成 29 年度に公表しました。

具体的な内容として、企業が安心して食品提供できる条件（転売・再販禁止の他、企業が求める条件）、食品の衛生的・安全な管理体制の構築（品質管理に必要な設備や保管方法）、フードバンクと企業との合意書（協定書）、提供先団体との合意書のひな形等を記載しています。

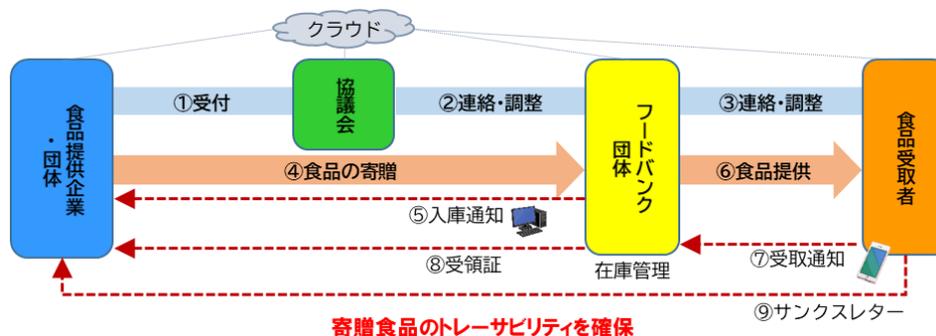
③一般社団法人福岡県フードバンク協議会への支援（平成 30 年度～）

一般社団法人福岡県フードバンク協議会は、持続可能なフードバンクシステムの構築及び運営を目的として、エフコープ生活協同組合及び県内のフードバンク団体を中心に平成 31 年 4 月に設立された団体です。本県は、（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターからの職員派遣や、「フードバンク活動支援システム」を提供するなどにより、協議会の運営支援を行っています。

④フードバンク活動支援システムの構築（平成 30 年度～令和元年度）

フードバンク団体の労力軽減や団体間の情報共有等を目的とした食品管理の電算ネットワークシステムを（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターが開発し、令和 2 年 12 月から（一財）福岡県フードバンク協議会において運用が開始されました。

本システムによって、提供した食品がフードバンク団体から子ども食堂や福祉施設等に渡るまでの流れが見える化され、トレーサビリティ¹³が確保されることにより、フードバンク活動への信頼向上につながり、フードバンク団体への食品提供企業が増加することを見込んでいます。



¹³ トレーサビリティ：生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握すること

⑤子どもへの食品提供事業（平成28年度～）

市町村、社会福祉法人、NPO等の団体が、企業から無償提供された食品を受け取り、団体が実施する学習支援等の居場所の場において、参加する子どもたちに提供しています。

（2）今後の施策

フードバンク活動の普及・促進の取組により、本県においてフードバンク活動を円滑に実施できる地盤が整った結果、平成31年4月には（一社）福岡県フードバンク協議会が設立され、現在県内で複数のフードバンク団体が活動されています。

今後も、従来の施策を継続し、引き続きフードバンク活動の普及・促進を図るため、以下のような取組を実施していきます。

- ・「フードバンク活動ガイドライン」及び「フードバンク活動支援システム」を活用して、食品の取扱いの効率化やトレーサビリティの確保等による信頼性向上を図り、フードバンク活動を推進します。
- ・消費期限の短い生鮮食品ロス¹⁴が発生した場合にも、それらが有効に活用されるよう、市町村などの地域コミュニティ単位で、食品提供側の農業関係者から受取側の福祉関係者やフードバンク団体等に、迅速に食品を提供できる体制を構築します。
- ・市町村、社会福祉法人、NPO等の団体が実施する学習支援などの居場所に参加する子どもたちに対し、企業などから無償提供された食品を提供します。
- ・食品ロス削減などの循環型社会構築に向けた社会的課題を解決するため、（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターを中心に研究開発・プロジェクト事業を実施します。
- ・食品ロス削減に関する優良な取組に対して表彰を行います。

¹⁴ 生鮮食品ロス：規格外、売れ残り、災害等の突発的な要因等によって、食品衛生上問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう野菜や果物等の消費期限の短い食品。消費期限の短い食品は、長期保存がきかないため、既存のフードバンク活動において取り扱い難く、有効利用されづらい状況にあることが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校給食の停止等を契機に顕在化

2 外食・販売段階における施策

(1) これまでの取組

外食・販売段階では、商慣習（3分の1ルール）¹⁵や需給予測の失敗、食べ残し等の理由により食品ロスが発生しています。

本県では、飲食店や小売店での食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減に取り組む店舗を「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」（愛称：食べもの余らせん隊）として登録し、県民に周知することで、食品ロス削減に取り組む飲食店及び小売店の利用を促進しています。

①福岡県食品ロス削減県民運動協力店登録制度（平成28年度～）

小分け販売や料理の持ち帰りへの対応などの食品ロス削減に取り組んでいる県内の飲食店や小売店を「食べもの余らせん隊」として登録する制度です。¹⁶

なお、北九州市の「残しま宣言応援店」や福岡市の「福岡エコ運動協力店」とは、一度の登録申込により県と各市の双方で登録が可能な仕組みとなっており、両市をはじめとする市町村との連携を図りながら登録を推進しています。

【食べもの余らせん隊啓発資材】



ステッカー



テーブルトップ

②九州ごみ減量化推進協議会

九州7県（沖縄県除く）で食品ロス削減に取り組む飲食店「九州食べきり協力店」制度¹⁷における情報共有を行っています。

¹⁵ 商慣習（3分の1ルール）：食品の賞味期限までの期間の3分の1までを小売への納品期限、3分の2までを販売期限とするルール

¹⁶ 登録店舗数：1,192店舗（令和3年3月時点）

¹⁷ 九州食べきり協力店：九州各県において、食品ロス削減やリサイクルに取り組む飲食店及び小売店等を登録する制度。本県は「福岡県食品ロス削減県民運動協力店（食べもの余らせん隊）」として実施

③食品ロス削減アプリとの連携（令和2年度～）

食べもの余らせん隊の登録促進・認知度向上を目的として、民間の食品ロス削減アプリとの連携を行っています。令和2年度は、食品ロス削減アプリ「TABETE」¹⁸を運営する株式会社コークッキングと都道府県ではじめて連携協定を締結しました。

（2）今後の施策

平成28年度から開始した食べもの余らせん隊は、市町村の協力も得て、平成30年度に目標であった登録数1,000店舗を突破することができました。しかし、現在は新型コロナウイルス流行の影響等により営業を終了する飲食店が相次ぎ、登録店舗数が伸び悩んでいる状況です。

今後も、従来の方策を継続するとともに、飲食店や小売店や利用客に当たる県民のニーズを把握し、以下のような取組を実施していきます。

- ・小分け販売や持ち帰りへの対応などの食品ロス削減に取り組む「食べもの余らせん隊」の登録を促進します。
- ・食品ロス削減アプリ等を活用し、消費者が食品ロス削減の取組を実施している食品小売店・飲食店（食べもの余らせん隊）を利用しやすい環境を作ります。
- ・外食時に食べきれなかった料理について、消費者に対しては自己責任を前提とした持ち帰りを推進するとともに、飲食店に対しては食中毒が発生することのないよう食品衛生上の注意事項を説明するよう周知を図ります。
- ・食品小売店と共に、消費者に対して期限表示の正しい理解について啓発し、期限に近い商品から手に取るいわゆる「手前取り」の普及を図ります。
- ・「フードバンク活動ガイドライン」及び「フードバンク活動支援システム」を活用して、食品の受け渡しの効率化やトレーサビリティの確保等による信頼性向上を図り、フードバンク活動を推進します。
- ・食品ロス削減などの循環型社会構築に向けた社会的課題を解決するため、（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターを中心に研究開発・プロジェクト事業を実施します。
- ・食品ロス削減に関する優良な取組に対して表彰を行います。

¹⁸ 食品ロス削減アプリ「TABETE」：店舗で余ってしまった、まだ食べられる食事の情報を消費者へ提供する株式会社コークッキングが運営する食品ロス削減のためのアプリケーション

3 消費段階における施策

(1) これまでの取組

食品ロスの約半分は家庭からの排出と推計されており、調理時の過剰除去、期限切れ、食べ残し等の理由により食品ロスが発生しています。

本県では、県民に対して効果的な啓発活動を実施するため、食品関連事業者や有識者、消費者団体、行政で構成する「福岡県食品ロス削減推進協議会」での意見を踏まえ、これまで様々な啓発活動を実施してきました。

①福岡県食品ロス削減推進協議会（平成28年度～）

県民、事業者、関係団体及び行政が一体となって県民運動として食品ロス削減に取り組むための推進組織として平成28年6月27日に設置しました。

協議会では、食品ロス削減に関する取組の検討、推進や食品ロス削減に関する情報交換・提供、普及啓発についての協議を実施しています。

②食べ残しをなくそう30・10運動（平成28年度～）

30・10運動とは、乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす運動のことです。本県は、歓送迎会や忘年会の時期に庁内外でこの運動の呼びかけを行っています。

③食品ロス削減コンテストの実施（平成29年度～）

食品ロス削減に向けた取組への関心や理解を深め、より良い環境づくりを求める心を育むため、「食品ロス削減」をテーマとしたレシピやポスターのコンテストを実施してきました。

コンテストの入賞作品は、レシピカードの作成や作品展示などを行い、食品ロス削減の啓発に役立たせています。



H29「うえやまどち賞」入賞レシピ



R3 小学生高学年の部金賞作品

④幼児向け啓発資材（紙しばい）の作成（平成29年度）

就学前の子どもたちに、食材や環境の大切さを学んでもらえるように、食品ロス削減を題材とした紙しばいを作成しました。作成に当たっては、検討

委員会を立ち上げ、委員として、中村学園大学及び一般社団法人福岡県私立幼稚園振興協会の方々に御協力いただきました。

制作した紙しばいは県内の各保育施設に配布しています。



タイトル：もぐもぐもぐ～おいしいやん～

ページ数：16 ページ

「食べものに興味を持ち、意欲を持って食べる
こと」などを目的として、就学前の児童が食材
や環境の大切さを学ぶことができるもの。

⑤小学生向け啓発資材（カードゲーム）の作成（平成 30 年度）

小学生に食品ロス削減について楽しく学んでもらうため、北九州市立大学及び中村学園大学に御協力いただき、食品ロス削減カードゲーム「LOSS NO！（ロスノ）」を作成し、希望者に貸与しています。



⑥ハロウィンイベントの実施（令和元年度）

北九州市立大学生と北九州市小倉南区の育児サークル「もりつねんち」と連携して、「食品ロス削減の日」とハロウィンをかけたフードドライブイベント「ロスロスハロウィン～ロスをくれなきやイタズラするぞ～」を実施しました。

イベント実施にあたっては、食品ロスに関する事前学習を計 7 回行い、子ども達が自ら食品提供の呼びかけを行ったことで、当日は 177 点 (88.96kg) の食品を N P O 法人フードバンク北九州ライフアゲインに寄贈することができました。



⑦食品ロス削減啓発 CM の製作・放映（令和元年度～令和2年度）

福岡県広報部長のエコトンが、食品ロスの現状、削減のための取組等を啓発する 15 秒 CM を制作し、県内イオン各店舗及び福岡市内の街頭ビジョンで放映しました。



⑧環境啓発事業における啓発

本県では、環境に関する様々な啓発事業（食品ロス削減を含む）を実施しています。

令和元年度は、子どもを対象とした自然体験キャンプにおいて、環境教育副読本¹⁹及び地球温暖化対策ワークブック²⁰等を活用した環境教育学習会を開催し、学習プログラムの1つにエコクッキング²¹を取り入れました。

⑨食・農林水産業の重要性の理解促進

実際に農林漁業を体験する「農林漁業体験ツアー」や小中学校での食育講座、地産地消の推進を通じ、食や食を支える農林水産業の重要性への理解促進を図っています。

⑩学校における食育の推進

学校における食育の視点の一つとして「感謝の心」（＝食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつこと）があり、児童生徒に対し、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むよう、教科等の学習や給食の時間を通して指導しています。

¹⁹ 環境教育副読本：次世代を担う子ども達に様々な環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために何が必要かを学んでもらうことを目的とした環境教育の教材

²⁰ 地球温暖化対策ワークブック：地球温暖化問題を中心とした環境問題について、児童・生徒に自ら考えさせ、気づきを促すことにより、一人ひとりが環境に対する行動を見つめなおすことを目的とした環境教育教材

²¹ エコクッキング：環境に配慮した料理や「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して環境にやさしい食生活を送ること

(2) 今後の施策

消費者である県民に対する啓発については、食品関連事業者や有識者、消費者団体、行政で構成する「食品ロス削減推進協議会」での意見を踏まえ、これまで様々な事業を実施しています。特に、未来を担う子ども達に対しては、食育や環境教育に加え、紙しばいやカードゲーム、ハロウィンイベントなど楽しみながら食品ロスについて学んでもらえるような啓発を実施しています。

このような取組の結果、本県における食品ロス認知度は 90%となっており、多くの県民に食品ロス削減の重要性について理解いただいています。

今後も、県民に対して食品ロス問題について周知し、家庭での食品ロス削減の取組を広げていくため、従来の施策を継続するとともに、以下のような取組を実施していきます。

- ・食品の期限表示（賞味期限、消費期限）の正しい理解について周知啓発します。
- ・食品ロス削減行動を促す啓発を行うために、座学をはじめエコクッキングなどの実践的な内容も講義できる講師役として「食品ロス削減マイスター」を養成し、公民館における学習会などに派遣します。
- ・食品ロス削減アプリ等を活用し、消費者が食品ロス削減の取組を実施している食品小売店・飲食店（食べもの余らせん隊）を利用しやすい環境を作ります。
- ・県内の食品ロスに関心がある大学等と協働して、10、20 代の若年層に向けた啓発活動を実施します。
- ・食品小売店と共に、消費者に対して、期限表示を理解の上、使用期限を考慮して期限に近い商品から手に取る、いわゆる「手前取り」の普及を図ります。
- ・「食品ロス削減月間」（10月1日～31日）及び「食品ロス削減の日」（10月30日）の周知を図るとともに、当該期間にあわせて啓発活動を実施することで、より効果的に県民に食品ロス削減に向けた行動を働きかけます。
- ・環境教育副読本の内容を毎年度見直し、食品ロスに関する最新の情報を子どもたちに提供します。また、各保健福祉環境事務所が中心となって設置する「地域環境協議会」において、食品ロス削減の啓発にも取り組みます。
- ・生物多様性の維持・向上を図る取組において、食品ロス削減に向けた行動を働きかけます。
- ・農林漁業体験や食育等により食や食を支える農林水産業の重要性の理解促進を図ります。

- ・環境保全や食品ロスの視点を含めた、学校における食育を推進します。
- ・学校等でフードドライブ²²を実施する場合に必要な備品（のぼり、回収ボックス等）を県から貸出します。
- ・県民が実践可能な食品ロス削減行動を取りまとめた事例集とこれまでの本県の取組をまとめた啓発冊子を作成・配布します。
- ・九州エコファミリー応援アプリの利用を促進し、アプリ機能の一つである「毎日エコチェック」に食品ロス削減のチェック項目を設け、取組を県民に促します。
- ・食品ロス削減に関する優良な取組に対して表彰を行います。

²² フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動

第5 各主体の役割と推進体制

1 求められる役割

食品ロスは食品の製造から消費までの全ての段階で発生しており、サプライチェーン²³全体で取り組むべき課題です。

県は、本計画を主導していく立場として、各主体の役割及び行動について周知していくとともに、各主体間の連携を促進し、県全体の食品ロス削減を推進していきます。

事業者及び消費者は、それぞれの役割と行動を理解、実践するとともに、事業者は自らが抱える食品ロス削減の課題とその取組を消費者に伝え、消費者は、積極的に食品ロス削減に取り組んでいる事業者の商品、店舗を利用する等、双方のコミュニケーションをとることが必要です。

さらに、このコミュニケーションに食品関連以外の事業者、マスコミ、消費者団体、NPO、市町村も積極的に参画し、各主体が連携して食品ロス削減に取り組んでいくことが重要です。

(1) 県

- ・本県の食品ロスを着実に削減するため、本計画の進捗管理を行う。
- ・事業者及び消費者等がそれぞれの役割を理解し、行動を実践できるように必要な支援を実施する。
- ・引き続き、「食品ロス削減推進協議会」を開催し、事業者及び消費者等の各主体間の連携を図る。
- ・各地域における食品ロス削減を推進するため、市町村食品ロス削減推進計画を策定するように促し、策定に必要な情報を提供する。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

農林漁業者・食品関連事業者は、自らが排出している食品廃棄物等について継続的な計量を実施する等して、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握した上で、以下のとおり、業種ごとに、食品ロスの発生抑制、フードバンクへの提供及び再生利用に努める必要があります。

①農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。
- ・食品ロスが発生した場合に、迅速にフードバンク活動へ役立てるよう、平常時からフードバンク団体等と連携体制を構築しておく。

²³ サプライチェーン：商品の原材料の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの流れ

②食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環²⁴の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化²⁵に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイム²⁶の調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や型崩れ品等について有効活用を促進する。
- ・フードバンク活動の役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。

③食品卸売・小売業者

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、食品表示に問題が無く、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取りなどを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・フードバンク活動の役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。

²⁴ プラスチック資源循環：ワンウェイ（使い捨て）の容器包装・製品をはじめ、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えていくこと。また、できる限り長時間、プラスチック製品を使用しつつ、使用後は効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、徹底的に分別回収をし、資源の循環利用を図ること

²⁵ 賞味期限表示の大括り化：現在、多くの商品で年月日表示されている賞味期限を年月表示や日まとめ表示（例えば、年月日表示のまま、日の表示を10日単位で表示する）にすること。商習慣による食品ロスの削減や物流における管理作業の効率化につながる

²⁶ 受発注リードタイム：発注から納品されるまでの時間（日数）

④外食事業者（ホテル、式場等含む）

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・接客時に「30・10運動」の呼びかけを行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による料理の持ち帰りをできることとし、利用客に対して、その旨を積極的に呼びかける。

（3）消費者

消費者はまず食品ロスの状況とその削減の必要性について理解し、自身が排出している食品ロスについて適切に把握した上で、次ページを参考に個人でできることから取り組んでいく必要があります。

また、事業者が実施する食品ロス削減の取組に理解を示し、食品ロス削減に取り組んでいる店舗、商品を積極的に利用し、支援することが重要です。

《個人でできる食品ロス削減のための行動》

【買い物】

- ・ 事前に家にある食品を確認し、必要な分だけを購入する。
- ・ すぐに使用する食品は期限の短いものから購入する“手前取り”を実践する。
- ・ 食品小売店の適正発注に理解を示し、欠品を許容する意識²⁷をもつ。

【食品保存】

- ・ 食材に応じた適切な保存方法について学び、実践する。
- ・ 普段から冷蔵庫の中身を整理し、在庫管理を徹底する。
- ・ 賞味期限と消費期限²⁸を正しく理解する。賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

【調理】

- ・ 皮むき器を使用するなどして過剰除去を防止する。
- ・ 余った食材や食べ残しは、食品ロス削減レシピ等を参考にして、無駄にならないよう工夫する。

【外食】

- ・ 食品ロス削減アプリ等を活用し、食品ロス削減の取組を行っている「食べもの余らせん隊」登録店舗等を利用する。
- ・ 懇親会や宴会時に「30・10運動」を実践する。
- ・ 料理が残ってしまった場合は、外食事業者から食品衛生上の注意事項をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

【廃棄】

- ・ やむを得ず食品ロスが発生した場合は、市町村の指導のもと、生ごみコンポストを活用するなど資源の循環利用に努める。

²⁷ 欠品を許容する意識：消費者のニーズに応えるため、小売店側は商品を欠品させないように過剰在庫を抱えており、消費者側が欠品を許容することで、売れ残った商品が食品ロスとして廃棄されることを防止することができる

²⁸ 賞味期限：おいしく食べられる期限
消費期限：食べても安全な期限

(4) フードバンク団体

製造・流通段階の食品ロス削減に有効なフードバンク活動において中心的な役割を担っているフードバンク団体は、他の主体の協力を得ながら、当該活動を継続していくとともに、その活動を通じて県民の意識啓発に努める必要があります。

(5) 食品関連以外の事業者

食品関連以外の事業者も食品ロスの状況とその削減の必要性を理解し、懇親会時等に「30・10運動」を実践する等、社員に対して食品ロス削減を啓発していくことが重要です。

(6) マスコミ、消費者団体等

マスコミ、消費者団体等は、事業者、消費者及び自治体を実施する食品ロス削減の取組について理解、参画する等して普及啓発することが重要です。

(7) 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理を通じて食品ロスの動向を把握したうえで「市町村食品ロス削減推進計画」の策定に努め、地域の実情に即した食品ロス削減施策を実施する必要があります（資料2参照）。

市町村の計画や施策については、「食品ロス削減推進協議会」やその他の機会を通じて情報交換を図り、県と市町村とで連携して食品ロス削減を推進します。

2 推進体制

(1) 推進体制

県民、事業者、関係団体及び行政が一体となって県民運動として取り組むため、本県では、引き続き、「食品ロス削減推進協議会」が中心となって、食品ロスの削減を推進します。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗は、県の関係各課で構成する「食品ロス削減関係課会議」で行い、社会的情勢や法改正等により計画の見直しの必要性が生じた場合は、食品ロス削減推進協議会に諮ります。

(3) 関連施策との連携

食品ロス問題は、環境、福祉、教育、商業など多岐の分野にかかる課題です。そのため、本県では上記(2)の会議を年1回以上開催し、関係部局間で情報共有し、関連施策との連携を図ります。

県内事業者及び団体による主な食品ロス削減の取組

＜イオン九州株式会社＞ フードドライブ、各種啓発活動の実施

イオン九州株式会社は、令和元年度から県内のイオン、マックスバリュ店舗においてフードドライブを実施しています。集まった食品は、フードバンク団体を通じて、県内の福祉施設や子ども食堂等に提供されています。

また、同社は、本県と包括連携協定を締結しており、フードドライブ以外にも、食品ロス削減ポスターコンテスト作品の展示や「手前取り」の呼びかけ等、各種啓発活動に協力いただいています。



フードドライブキックオフイベント



令和元年度ポスターコンテスト作品展示

＜エフコープ生活協同組合＞ お惣菜の割引販売、フードバンク活動支援

エフコープ生活協同組合は、食品ロス削減に取り組む小売店として、食べもの余らせん隊に登録しており、惣菜バイキングコーナーで余ってしまう食品をパック詰めにして割引販売し、売り切る工夫をしています。

また、同社は、フードバンク活動の普及・促進についても積極的に取り組んでおり、エフコープ各店舗におけるフードドライブ開催のほか、(一社)福岡県フードバンク協議会の運営を支援しています。



パック詰め割引販売



フードドライブの様子

＜麺通様御用達 たけ屋＞ うどんの切れ端の有効活用

麺通様御用達 たけ屋（久留米市津福本町）は、食品ロス削減に取り組む飲食店として、食べもの余らせん隊に登録しています。たけ屋では、以前は捨てていた茹でうどん麺の切れ端を「お子様うどん」として無料提供するとともに、客が適量注文しやすいようにミニうどんやおにぎりを1個から注文できることをメニューに記載しています。



麺通様御用達たけ屋



麺の切れ端を活用した「お子様うどん」

＜ギャラリー山帰来＞ 食材の長期保存、使い切り

ギャラリー山帰来（久留米市草野町）は、食品ロス削減に取り組む飲食店として、食べもの余らせん隊に登録しています。ギャラリー山帰来では、日付の管理や、食材によって冷凍・冷蔵など保存方法を工夫し、長期保存に取り組んでいます。

また、野菜などは、無駄なく使い切れるよう細切りにし、様々な料理に活用しています。



食材の長期保存



調理方法の工夫

＜株式会社カステラ本家福砂屋＞ 「ビスコチョコ」の販売

株式会社カステラ本家福砂屋では、コンプライアンスの観点から廃棄せざるをえなかった製造過程で切り落とす端の部分や規格外になったものを、カステラと同じ釜で再度じっくり焼きあげ「ビスコチョコ」を開発・販売することで食品ロス削減に取り組んでいます。

また、「ビスコチョコ」の販売収益の一部を（一社）福岡県フードバンク協議会へ継続的に寄附することでフードバンク活動を支援し、循環型社会の形成に寄与しています。



「ビスコチョコ」商品イメージ

＜株式会社西日本シティ銀行＞ 子ども食堂応援私募債「希望の環」、フードドライブ

株式会社西日本シティ銀行では、金融機能を通じた地域課題の解決に向けた取組として、「子ども食堂応援私募債」を取扱っています。私募債の発行時に発行体企業から頂く手数料の一部を（一社）福岡県フードバンク協議会等へ寄附し、フードバンクの活動を支援しており、発行企業や取引先企業におけるフードバンク活動の認知度向上に向けた活動を行っています。

また、令和3年8月、職員が家庭で使いきれない食品を持ち寄り子ども食堂等に寄付するフードドライブ活動を筑紫地区の10カ店で開始し、9月に15箱、10月には9箱分の食品を寄付しました。今後は活動地区を拡大するなどフードドライブ活動を展開していきます。



「希望の環」パンフレット

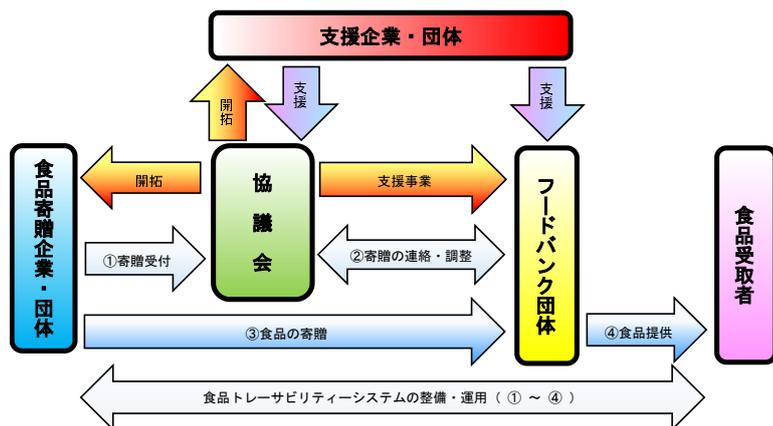


「フードドライブ」活動



＜一般社団法人福岡県フードバンク協議会＞ 食品提供企業の開拓、フードバンク活動支援

エフコープ生活協同組合や県内フードバンク団体を中心に設立された（一社）福岡県フードバンク協議会は、食品提供企業の新規開拓を行うとともに、企業から一括して受け取った食品を県内各フードバンク団体へ配賦するなど、フードバンク関係者間の調整・橋渡し役を担っています。また、既存のフードバンク団体やフードバンク活動を実施しようとする団体からの相談等に対応して、県内のフードバンク活動を支えています。



福岡県フードバンク協議会の役割



フードバンク団体への食品引き渡し

＜フードバンク団体＞ フードバンク活動

本県では、現在、8つのフードバンク団体が活動しており、食品製造業者から提供された規格外品等の食品を福祉施設や子ども食堂等に提供する「フードバンク活動」を実施しています。

また、各フードバンク団体は、フードバンク活動以外にも、講演会等の啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

県内のフードバンク団体(8団体)

団体名	市町村
フードバンク北九州ライフアゲイン	北九州市八幡東区
フードバンク福岡	福岡市南区
ふくおか筑紫フードバンク	大野城市
フードバンク糸島Happiness	糸島市
ふれあいフードバンク飯塚	飯塚市
フードバンク飯塚	飯塚市
フードバンクくるめ	久留米市
FBOフードバンク大牟田	大牟田市



子ども食堂屋外開催

※当該資料は、県で把握している県内の事業者・団体の代表的な取組を掲載しています（令和3年10月現在）。

市町村における食品ロス削減取組一覧

令和3年8月4日調査時点

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
北九州市	「残しま宣言」の周知	H27	継続中	市民が実践できる食品ロス削減の取組を「残しま宣言」(3切り運動や賞味・消費期限の理解等を含む)として、ホームページやたんプレス等で周知する。
	リデュースクッキング講座	H24	継続中	生ごみ排出を減らす調理方法や余った食材を活かす調理方法を学ぶ料理講座を開催する。
	小学生向け啓発事業	H28	継続中	小学4年生対象の「環境センターによる出張授業」内で、残しま宣言について記載した下敷きを配布し啓発を行う。
	未就学児向け啓発事業 (紙芝居及び紙芝居動画DVD)	H29	継続中	好き嫌いや食べ残し等を題材とした紙芝居及び動画を作成し、5、6歳児の在籍する幼稚園等へ配布し、読み聞かせを行うことで啓発する。
	冷蔵庫クリーンアップ(毎月19日)	H29	継続中	定期的に冷蔵庫を清掃し、庫内の食材を確認することによって、過剰な買い物や期限切れ等による食品の廃棄を減らす取組みを実施する。
	宴会シーズンに向けた街頭啓発	H29	継続中 R2は中止	JR小倉駅構内にて、宴会等の外食時の取組例を記載したリーフレット等を配布し「食品ロス削減」を呼びかける。
	食品ロス情報ホームページ	H30	継続中	市民に分かりやすく情報提供するため、本市独自のHPを作成(H30年度)し、公開中(R1.5月～)。
	「食品ロスダイアリー」の活用	R2	継続中	市民モニター(約200名)に4週間(又は2週間)、ダイアリーを記録してもらうことで、家庭での実態把握(「見える化」と削減への行動を促し、内容分析により今後の対策を検討する。
	市広報誌による周知・啓発			市広報誌に食品ロス削減に関する記事を適宜、掲載し、周知・啓発を行っている。
残しま宣言応援店の募集、広報等	H27	継続中	食べ切りを行った来店者への「食べ切り特典」付与や「提供量の調整」等を行う飲食店等を募集・登録し、ホームページで広報する。	

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
北九州市	事業者向けのごみ削減に関する出前講演等の実施	H29	H29	各種事業者団体・企業等を訪問し、本市の事業系ごみ(食品ロス含む)の減量化・資源化の指導・啓発を行う。
	残しま宣言応援店食べ切りキャンペーン	H28	H29	参加店舗で食べ切って応募するとエコグッズが当たるキャンペーンを実施。
	小売事業者との協定締結	H29	継続中	食品ロス削減を推進するとともに、レジ袋お断り率80%以上を目標とした「食品ロス及びレジ袋の削減に向けた取組に関する協定」を平成30年3月に小売事業者7事業者(注)及び市民団体2団体と締結。 (注)イオン、エフコープ、サンライフ、西鉄ストア、ハローデイ、マックスバリュ、マルキョウの7小売事業者(但し、マックスバリュはイオンにR2.9経営統合)
	「期限切れ食品」削減キャンペーン	H30	継続中	協定締結小売事業者と連携し、期限の近い商品に貼られた割引シールを集めて応募するとエコグッズが当たる「期限切れ食品」削減キャンペーンを実施。
	「食品ロス削減サポーター」登録制度	R2	継続中	企業・団体に宴会時等で積極的に食品ロス削減に取り組んでもらうため、登録制度を創設。
	廃棄物管理者責任者講習会	H27	継続中	事業系ごみの一層の減量及び適正処理を図るため、事業所等の廃棄物管理者責任者を対象に講習会を開催し、生ごみの減量化と食品ロス削減等について啓発を実施。
	フードバンク活動への支援	H28	継続中	北九州市で活動するNPO法人フードバンク北九州ライフアゲインが主催するフードドライブキャンペーンを広報面で支援。
福岡市	福岡エコ運動事業の実施	H27	継続中	市内で食品ロス削減に取り組む店舗を福岡エコ運動協力店として登録、支援するとともに、店舗を利用する消費者に対し、食べ残しの削減等食品ロス削減に関する啓発を実施している。
	市広報誌での呼びかけ	H27	継続中	市広報誌に食品ロス削減に関する記事を掲載し、啓発している。
	フードバンク活動の支援	R1	継続中	市内で活動中のフードバンク団体である「フードバンク福岡」と共働事業を実施、食品関連の事業所に対しフードバンク活用を推進している。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
福岡市	食品ロス削減効果検証に係る協定	R2	継続中	フードシェアリングアプリ「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと協定を締結(R2.4.24)。飲食店等に対し、TABETEの普及啓発活動を実施している。
	福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業(気象予測にもとづいた福岡市版需要予測情報活用による食品ロス削減実証実験)	R2	継続中	事業系ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進する研究に対し、その費用の一部を補助する事業で、R2年度補助分については食品ロス削減をテーマに募集。その結果、一般財団法人日本気象協会の研究が採択され、気象情報を用いた商品需要予測サービス「売リドキ！予報」を用いた食品ロス発生抑制の実証実験を行っている。
	Fukuokaいーとプロジェクト	H29	継続中	食品ロス削減を推進するために、食材使い切りレシピ紹介、水切り動画公開などを通じて啓発を実施している。
	フードドライブの実施	R2	継続中	公共施設等において常設の「フードドライブスポット」を設置し、未利用食品を有効活用し、食品ロス削減に取り組む。
	出前講座の実施	H30	継続中	市民を対象に公民館等で食品ロス削減についての講座を実施
	エコクッキング		継続中	市民を対象に調理を通じて食品ロス削減についての講座を実施
	食品ロスダイアリー	R3	新規	ごみについて学習した小学4年生を対象に、家庭での食品ロスを記録することで食品ロス削減を促す「食品ロスダイアリー」を作成・配付し、食品ロスに対する理解を深め、意識の醸成を図る。
大牟田市	イベント時における周知啓発	H30	継続中	クリーンキャンペーン、エコタウンフェア、食育フェア時に啓発ブースを設置し、啓発グッズやチラシを配布することで、市民の関心を高めることとしている。
	講習会等での周知啓発	R2	継続中	生ごみ堆肥化講習会や出前講座等において、食品ロスの現状や対策について周知・啓発を行っている
	環境学習時を活用した周知啓発	H29	継続中	小学4年生を対象とした「環境学習」の中で、3Rの行動事例として、食品ロスの削減につながる「食べ残さないこと」を紹介するとともに、食ロスに関連した資料を用い、現状や対策について啓発している。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
大牟田市	食べ物余らせん隊への登録を促進	H28	継続中	飲食店や、小売店を対象とした、訪問による周知啓発に取組み、あわせて福岡県が募集する「食べもの余らせん隊」への登録を促進している
	市広報誌による周知・啓発	H30	継続中	市広報誌に食品ロスの現状と対策について啓発し、「食べきり運動」を推進している
	FMたんとを活用した周知啓発	H28	継続中	大牟田市、みやま市、熊本県荒尾市とその周辺地域が放送区域のFMラジオ放送を活用(出演)し、食ロスの現状や対策について周知・啓発している。
久留米市	「てまえどりキャンペーン」の実施	R2	継続中	市内スーパーやコンビニで、市が作成したポスターやPOPを掲示し、すぐ食べる場合には、消費者に商品棚の手前にある商品から購入することを促す啓発キャンペーンを実施する。(実施期間:10月1日～10月31日)
	市広報誌(広報くるめ)での呼びかけ	R2	R2	令和元年度実施した家庭系食品ロス組成調査の結果や「てまえどりキャンペーン」について掲載した。
	市広報紙(商工労働ニュース)での呼びかけ	R2	R2	事業所向けの市広報紙に、市や事業所が実施する食品ロス削減の取組みや食べ物余らせん隊について掲載し、現状や対策について啓発を行った。
	食の循環体験事業	H30	継続中	野菜の収穫体験からなるべくごみが出ない調理と、どうしても出てしまった生ごみを堆肥化する食の循環を、市民団体と久留米信愛短期大学と協働で実施した。R2は調理実習を中止したため、久留米信愛短期大学生が食品ロスをなくす野菜の使いきりレシピを考案し、そのレシピ動画の配信を行った。
	食べ物余らせん隊への登録を促進	H28	継続中	飲食店や、小売店を対象とした、訪問による周知啓発に取組み、あわせて福岡県が募集する「食べ物余らせん隊」への登録を促進している
	家庭系食品ロス組成調査	R1	R1	国の支援を受け、家庭から排出されたごみ袋の開袋調査を実施。市民1日1人あたりの食品ロス量を算出した。
	事業系食品ロス実態調査	R2	R2	事業所から排出される食品ロスの発生量や発生要因等について、アンケート調査を実施

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
直方市	幼稚園・保育園等で開催している環境授業での呼びかけ		継続中	市内幼稚園等で開催している環境授業で、食べ残しや食品廃棄防止への呼びかけ。
	庁内イントラネットを利用した職員啓発		継続中	忘年会・新年会等での「30・10運動」実施を推進。
	30・10(さんまる・いちまる)運動	R2	R2	忘年会・新年会等での「30・10運動」実施を推進。
飯塚市	フードドライブの実施	R2	R2	市内商業施設においてフードドライブを実施し、家庭で消費できない食品を収集した。集まった食品はフードバンク団体に寄贈。
	30・10運動推進キャンペーンへの参加	H30	継続中	毎年、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所より食品ロス削減を目的とした標記キャンペーンの実施について協力依頼を受け、参加している。
	食品ロス削減推進庁内会議の開催	H30	継続中	本市における食品ロス削減に向けて、関係各課で情報共有、意見交換を行う。
田川市	市内飲食系事業所への啓発物送付	H29	継続中	市内飲食店に啓発物(ポスターやコースター等)を送付し、食品ロスについて啓発している。
	市内小学校における環境教育	H28	継続中	市内小学校において環境教育としてごみ減量化の授業を行っている。
	生ごみ処理容器等の購入助成金交付	H18	継続中	生ごみ処理容器等の購入補助金をしている。
	広報等市の媒体による啓発	H22	継続中	環境特集号において食品ロスの記事を掲載している。
柳川市	市広報誌での呼びかけ		継続中	市広報誌に食品ロス削減に関する記事を掲載し、啓発している。
	出前講座の実施		継続中	市民を対象に公民館等で食品ロス削減についての講座を実施
	職員啓発		継続中	忘年会・新年会等での「30・10運動」実施を推進。
	30・10(さんまる・いちまる)運動		継続中	忘年会・新年会等での「30・10運動」実施を推進。
八女市	食品ロス啓発資材配付	H30	継続中	食品ロスの削減を多くの人に啓発するため、大勢の市民が訪れるワクチン接種会場や確定申告会場で啓発資材(マスク)を配布します。 また、商工会議所、商工会にも協力を得て市内の店舗でも啓発資材(マスク)を配布します。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
八女市	フードドライブの実施	H30	H30	八女市環境衛生協議会が行う環境啓発イベント内にてフードドライブを実施し、家庭で使い切れなかった食品を集めた。集まった食品は、八女市社会福祉協議会に寄贈。
	小学生向け啓発事業	R2	継続中	小学4年生対象の八女西部クリーンセンター、八女西部リサイクルプラザによる施設見学で、食品ロスについて記載したマスク、ティッシュを配布し啓発を行う。
筑後市	出前講座での住民に対する啓発	H28	継続中	出前講座で組成分析の結果や食品ロスの現状、対策について啓発している。
	広報紙での啓発		継続中	燃やすごみの組成分析の結果や対策等について啓発している。
	市内飲食店等に対する啓発ポスター掲示依頼	R1	継続中	食品ロス削減の啓発ポスターを作成し、各店舗に掲示依頼している。
	啓発グッズ(30・10運動コースター)配布	H29	継続中	食べ切り運動(30・10運動)推進の啓発グッズとしてコースターを作成、配布している。(筑後市環境衛生協議会作成)
	市内小学校(11校)4年生の施設見学及び環境学習での啓発		継続中	小学4年生の施設見学(八女西部クリーンセンター、リサイクルプラザ)時及び環境学習において食品ロスの現状、組成分析の結果、対策等を啓発している。
行橋市	飲食店を巡回し食品ロスの呼びかけ	H30	H30	忘年会シーズン前に飲食店を巡回して、食品ロスに関するパンフレットを配布し、啓発を行った。
豊前市	市広報・HPでの呼びかけ	R1	継続中	広報では、年2回、歓送迎会等の飲食会時期と食品ロス削減月間時期に合わせて食品ロス記事の掲載をしている。HPは、「福岡県食品ロス削減県民運動」関連を掲載している。
中間市	ごみ組成調査の実施	H27	継続中	構成市町(中間市・遠賀郡4町)より収集されたもえるごみを市町ごとに無作為に回収し、食品廃棄物の発生状況(量や種類)を調査している。
小郡市	自治会や小中学校での講演		継続中	毎年、市内の自治会や小中学校に出向き、講演を実施している。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
筑紫野市	市SNSでの情報発信	H29	継続中	食品ロスに関する情報発信など
	市広報誌での呼びかけ	H30	継続中	食品ロス対策などを紹介
	ダンボールコンポスト講座	H29	継続中	ダンボールコンポスト講座内で、食品ロスに関する情報発信（継続中 R2はコロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止）
春日市	フードドライブの実施	H30	継続中	市環境フェア、福岡都市圏南部工場住民開放デーなどのイベントで実施。 職員向けに実施。（年2回） 集まった食品は、フードバンク団体に寄贈。
	広報誌に掲載	H28	継続中	年に1度、食品ロスに関する記事を載せている。 市の公式SNSに記事掲載（不定期）
	組成調査	R1	R1	5年に1度を実施する組成調査時にごみに占める食品ロスの発生割合を調査している。
大野城市	市広報紙での呼びかけ	R1	継続中	コロナ感染症により行っておりません。令和3年度は今後のコロナ感染症の状況を注視し、事業展開について検討中である。
	エコクッキングの紹介	H30	継続中	コロナ感染症により行っておりません。令和3年度は今後のコロナ感染症の状況を注視し、事業展開について検討中である。
	3010運動の実施	R1	R3	市内の飲食店に啓発グッズ（ポスター、三角柱POP、PRカード）を配布し啓発を行った。※令和3年度はコロナ感染症の状況を注視し、事業展開について検討中である。
宗像市	フードドライブの実施	R1	継続中	市役所の窓口で、フードドライブを実施し、家庭で使い切れなかった食品を集めた。集まった食品は、フードバンク団体に寄贈。
	市広報誌での呼びかけ	R1	継続中	定期的に食品ロスに関する記事を掲載し、対策等を啓発している。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
太宰府市	出前講座における食品ロスの呼びかけ	H28	継続中 (R2～休止中)	自治会や地域の婦人会等の要請にて開催しているごみ減量に関する出前講座の中で、食品ロスに関する情報を発信している。 ※令和2年4月以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため出前講座を休止している。
	市広報誌や市ホームページによる啓発		継続中	年に数回、市広報誌にごみ減量や食品ロスに関する記事を掲載し、啓発している。 市ホームページに「食品ロス」削減の取り組みとして、30・10(さんまる・いちまる)運動を実施していることを掲載し、啓発している。
古賀市	出前講座における市民への啓発		継続中	「はじめよう！ごみ減量大作戦！！」講座へ申し込みのあった団体に対し行うごみ減量についてのお話の中で、食品ロスについての現状説明、家庭でできる取り組みなどについて説明、啓発を行っている。
	市役所市民ホールにて展示による啓発		継続中	6月の環境月間や10月の食品ロス削減月間にあわせた期間に、市役所市民ホールに展示パネルを設置し、食品ロス削減について啓発を行っている。
	事業所訪問時の3010運動推進	H29	継続中	事業系ごみの適正排出のため、多量排出事業所を中心に訪問をしヒアリングなどを行うなかで、福岡県作成の「食品ロス削減」パンフレットをもとに3010運動の推進を行っている。
	市広報誌へ記事掲載による啓発		継続中	毎年、忘年会シーズンに市広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、食品ロスの現状、対策について啓発している。
	家庭系食品ロス組成調査	R2	R2	国の支援を受け、家庭から排出されたごみ袋の開袋調査を実施。市民1日1人あたりの食品ロス量を算出した。
	てまえどりキャンペーンの実施	R3		市内スーパーやコンビニで、市が作成したポスターやPOPを掲示し、すぐ食べる場合には、消費者に商品棚の手前にある商品から購入することを促す啓発キャンペーンを実施予定。
うきは市	30・10(さんまる・いちまる)運動		継続中	宴会開始30分と終了前10分は席に戻って料理を楽しんで食べ残しがでないようにするための活動を推進。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
うきは市	ダンボールコンポスト講座		継続中	ダンボールコンポスト講座内で、食品ロスに関する情報発信
	出前講座での住民に対する啓発		継続中	出前講座で食品ロスの現状や対策について啓発している。
	生ごみ処理容器等の購入助成金交付		継続中	生ごみ処理容器等の購入補助金をしている。
嘉麻市	市広報誌での呼びかけ	H29	継続中	毎年10月の広報誌に食品ロスに関する内容を掲載している。
	市主催のまつりでの広報・啓発	H29	継続中	毎年、市主催のまつりにて、食品ロスに関する広報・啓発のためのポケットティッシュの配布を行っている。(今年度は新型コロナウイルスの影響により中止。)
朝倉市	市広報誌での呼びかけ	不明	継続中	毎年、忘年会シーズンに市広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、食品ロスの現状、対策について啓発している。
みやま市	3010運動	H29	継続中	宴会開始30分と終了前10分は席に戻って料理を楽しんで食べ残しがでないようにするための活動。
糸島市	ホームページでの掲載		継続中	食品ロスを減らすための工夫の例を掲載している。
	市広報誌での呼びかけ		継続中	年度末など歓迎会や送別会などが増える時期に、食品ロスに関する記事を掲載している。
	出前講座		継続中 R2は中止	毎年ごみの減量化をテーマに一つのトピックとして出前講座を行っている。
	食品ロス削減家計簿手帳	R2	継続中	市民の食品ロス見直しのため、食品ロス削減家計簿手帳を窓口にて配布している。
那珂川市	市広報誌での呼びかけ	R2	継続中	毎年、市広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、食品ロスの現状、対策について啓発している。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
那珂川市	ホームページに掲載	R3	継続中	食品ロスについて掲載
宇美町	出前講座	R1	R1	「家庭で簡単にできる！ごみの減量化」の中で食品ロスについて周知した。
志免町	広報誌・ホームページでの呼びかけ	H29	継続中	食べ物余らせん隊の募集、食品ロスに関する記事の掲載
粕屋町	広報誌での呼びかけ	H30	継続中	広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、啓発している。
芦屋町	ごみ組成調査の実施	H27	継続中	構成市町(中間市・遠賀郡4町)より収集されたもえるごみを市町ごとに無作為に回収し、食品廃棄物の発生状況(量や種類)を調査している。
水巻町	ごみ組成調査の実施	H27	継続中	構成市町(中間市・遠賀郡4町)より収集されたもえるごみを市町ごとに無作為に回収し、食品廃棄物の発生状況(量や種類)を調査している。
	町広報誌での呼びかけ	H30	継続中	毎年、忘年会シーズン又は10月に市広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、食品ロスの現状、対策について啓発している。
	食品ロス削減月間周知ポスター掲示		継続中	毎年、消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室より送付される食品ロス月間ポスターを掲示している。
	「食品ロス削減家計簿手帳」の窓口配布	R2	継続中	公益財団法人あしたの日本を創る協会作成の手帳を窓口で配布している。
岡垣町	ごみ組成調査の実施	H27	継続中	構成市町(中間市・遠賀郡4町)より収集されたもえるごみを市町ごとに無作為に回収し、食品廃棄物の発生状況(量や種類)を調査している。
遠賀町	ごみ組成調査の実施	H27	継続中	所属する一部事務組合が市町ごとに収集した燃えるごみの組成を調査している。その調査結果を環境審議会で話し合う議題にあげたり、広報等での啓発に活用したりしている。
桂川町	町広報誌での呼びかけ(12月号)	R3	R3	例年、忘年会シーズンに町広報誌に食品ロスに関する記事を掲載していたが、コロナ禍での自粛ムードが続くことを予期して啓発をするかどうかを柔軟に対応する。

市町村名	事業名称	開始年度	終了年度	内容
筑前町	町広報誌を使った啓発活動	R2	継続中	忘年会シーズンに入る12月に、町広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、食品ロスの現状、対策の啓発を行う。
大刀洗町	ホームページに掲載	H29	継続中	食品ロスについて、「3010運動」についての掲載。
大木町	町内全域での生ごみ分別	H18	継続中	調理くずや食べ残しを分別してもらうことで食品ロスしている現状を把握しやすく、自然と食品ロスの量が減っている。
香春町	啓発資材	H30	継続中	町内の飲食店に福岡県の食品ロス削減啓発用ポケットティッシュを配布。 (R2は、新型コロナウイルス感染症による大規模会食自粛のため、配布中止)
糸田町	町広報誌での呼びかけ	H30	継続中	町広報誌に食品ロスに関する記事を掲載し、食品ロスの現状、対策について啓発している。
川崎町	庁舎内メールでの呼びかけ	H28	継続中	毎年、忘年会シーズン等に川崎町職員へ30・10運動への参加を依頼する呼びかけを庁内メール等を使い推進している。
赤村	村広報誌等でのPR	R1	継続中	毎年、忘新年会シーズンを前に村広報誌に啓発記事を掲載、その他にも課窓口に啓発用のチラシを設置し住民への啓発を行っている。
吉富町	町広報誌での3010運動の呼びかけ	H30	継続中 (R2は中止)	毎年、忘年会シーズンの12月号町広報誌に3010運動の呼びかけを行い、食品ロスに対しての意識づけを行っている。

福岡県食品ロス削減推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	委員	備考
学識者	学校法人中村学園顧問 甲斐 諭	会長
	西南学院大学経済学部教授 小出 秀雄	
	北九州市立大学国際環境工学部教授 松本 亨	
事業者	福岡県商工会議所連合会事務局長	
	福岡県農業協同組合中央会会長	
	福岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	
	株式会社マルタイ常務取締役	
	福留ハム株式会社加工本部長	
	公益社団法人福岡県食品衛生協会専務理事	
	一般社団法人福岡県料飲業生活衛生組合連合会会長	
	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	
	九州百貨店協会事務局長	
	イオン九州株式会社経営戦略本部・九州エリア政策推進担当部長	
消費者	福岡県生活協同組合連合会専務理事	
	福岡県地域婦人会連絡協議会会長	
	公益社団法人福岡県老人クラブ連合会健康推進委員会委員	
	福岡県食生活改善推進連絡協議会副会長	
	公益社団法人福岡県栄養士会会長	
報道	福岡県子ども育成連合会会長	
その他	株式会社西日本新聞社論説委員	
	特定非営利活動法人ふくおか環境カウンセラー協会理事	
	公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター長	
NPO等	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会会長	
	特定非営利活動法人フードバンク北九州ライフアゲイン理事長	
	特定非営利活動法人フードバンク福岡理事長	
	ふくおか筑紫フードバンク運営委員会会長	
	特定非営利活動法人チャイルドケアセンター代表理事	
	一般社団法人福岡県フードバンク協議会事務局長	
行政	一般社団法人グリーンコープ共同体専務理事	
	福岡県市長会事務局長	
	福岡県町村会事務局長	
	北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課長	
	福岡市環境局循環型社会推進部事業系ごみ減量推進課長	
	福岡市環境局循環型社会推進部家庭系ごみ減量推進課長	
	大牟田市環境部環境業務課長	
	久留米市環境部資源循環推進課長	
	福岡県保健医療介護部生活衛生課長	
	福岡県農林水産部食の安全・地産地消課長	
	福岡県農林水産部経営技術支援課長	
	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長	
	福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長	
	福岡県人づくり・県民生活部NPO・ボランティアセンター長	
	福岡県福祉労働部保護・援護課長	
	福岡県環境部廃棄物対策課長	
福岡県環境部循環型社会推進課長		

(令和4年3月時点)



福岡県

福岡県食品ロス削減推進計画

発行日／令和4年3月

編集／福岡県環境部循環型社会推進課

福岡県環境部循環型社会推進課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3381 FAX 092-643-3377

E-mail recycle@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類記号	所属コード
登録年度	登録番号

福岡県食品ロス削減推進計画案に対する 意見募集（パブリックコメント）等の実施結果について

1 県民に対する意見募集について

（1）意見募集期間

令和3年11月30日（火）から12月13日（月）まで（2週間）

（2）周知方法

記者投げ込みに対し情報提供

（3）公表方法

県民情報センター（県庁）、地区県民情報コーナー（4か所）において閲覧を行うとともに、県ホームページに掲載

（4）意見提出方法

所定の様式にて、事務局へ持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出

（5）意見募集の結果

- 意見件数：1件
- 意見内容と意見への対応
別紙のとおり

2 県内市町村に対する意見照会について

（1）意見照会期間

令和3年11月25日（木）から12月13日（月）まで

（2）意見照会の結果

- 意見件数：0件

パブリックコメント意見及び意見への対応

参考資料2

誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容	意見の理由	意見への対応
1	P14、22	<p>「災害等の非常時に発生する生鮮食品等の未利用品」という表現は、県民に理解されにくいのではないかと。</p> <p>おそらくは、感染症対策として開催直前に中止されたイベントや急遽臨時休業となった小学校等の給食で供される予定であった食品であって未利用となったもの、あるいは、風害等の災害で落下し又は傷ついた農産物であって品質に問題がないもの、などを指すと思われるが、何らかの補足説明があった方がよいのではないかと。</p>	<p>一読しただけでは意味が捉えにくいと。</p>	<p>本文の表現を改め、脚注にて、想定している食品及び施策の背景について補足説明します。</p>